

答申第36号
令和元年11月26日

高崎市監査委員 様

高崎市情報公開審査会
会長 阿部 圭司

高崎市情報公開条例第19条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成30年3月7日付けで諮問のありました下記審査請求について、別紙のとおり答申します。

記

諮問番号：諮問第41号

平成29年9月19日付け（第172-1号）「行政文書非公開決定」に係る審査請求

別紙

諮問番号：諮問第41号

答申番号：答申第36号

答 申 書

第1 審査会の結論

高崎市監査委員は、審査請求の対象となった非公開決定を取り消し、非公開とした行政文書について、個人名・法人名等の非公開情報を除き改めて公開の決定を行うべきである。

第2 諮問事案の概要

1 行政文書公開請求

審査請求人（以下「請求人」という。）は、高崎市情報公開条例（平成14年高崎市条例第42号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、高崎市監査委員（以下「実施機関」という。）に対し、平成29年9月4日付けで「第70-1号 7頁

ア 本件入所1について、●●は暫定ケアプランを作成し、平成27年4月4日に同意のサインをもらっている。●●は暫定ケアプランと呼んでいるが、法令に暫定ケアプランという規定はない。当該暫定ケアプランは法令の要件を満たしており、これは本ケアプランであると認識している。

つきましては、上記の発言に関する次の情報。

①監査委員の聞き取り調査において、上記の発言をした介護保険関係職員の氏名（所属部署含む）の開示を求める」という内容の行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、平成29年9月19日に、本件請求にかかる行政文書（以下「本件行政文書」という。）について、行政文書非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、非公開の理由を次のとおり付して請求人に通知した。

（非公開の理由）

条例第7条第4号に該当

請求内容は監査の執行過程における協議等に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため。

3 審査請求

請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、本件処分

を不服として、実施機関に対し、平成29年12月18日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 弁明書の送付

実施機関は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の規定に基づき、平成30年2月2日付けで弁明書を請求人に送付した。

5 反論書の提出

請求人は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第30条第1項の規定に基づき、平成30年2月13日付けで反論書を提出した。

6 諮問

実施機関は、条例第19条第1項の規定に基づき、高崎市情報公開審査会（以下「審査会」という。）に対し、平成30年3月7日付けで本件審査請求事案の諮問を行った。

7 意見書の提出

請求人は、条例第24条第1項の規定に基づき、審査会に対し、平成30年3月26日付けで意見書を提出した。

8 口頭意見陳述の実施

審査会は、条例第23条に基づき、本件審査請求について、令和元年6月20日請求人に口頭による意見陳述を行わせた。同日、請求人から口頭意見陳述書が提出された。

第3 争点

本件行政文書を非公開とした実施機関の決定は妥当であるか。

第4 争点に対する当事者の主張

1 請求人の主張要旨

請求人は、審査請求書、反論書、意見書及び口頭意見陳述において、おおむね次のように主張している。

(1) 監査委員の間でなされる率直な意見の交換若しくは意思決定に関する情報は、その過程を市民が後で検証できるようにしておかねばならず、その公開は、監査委員の意思形成過程の透明化に不可欠である。

(2) 求めている情報は、監査委員の聞き取り調査において、ケアプランに係る発言をした介護保険関係職員の氏名がわかる情報である。請求人が同意

したのは「暫定ケアプラン」であって「本ケアプラン」ではない。監査の結果、介護保険関係職員の発言により、「本ケアプランである」と結論づけられてしまい請求人は不利益を被っている。このような発言を行った介護保険関係職員の氏名は公開されなければならない。

- (3) 条例第7条第4号を非公開理由としているが、意思決定は監査結果と言う形で既になされており、すでに過去の事案となっている。本件情報は、開示義務の除外要件となる、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれのあるもののいずれにも該当しない。
- (4) 条例第7条第4号の「おそれ」については、単なる抽象的なおそれではなく、具体的状況において立証されなければならないはずであるが、そのような立証はなされていない。また、同号の「不当に」との要件は、情報の性質に照らし、公にすることの利益と不開示にすることによる利益を比較検討した上で判断されるべきところ、監査委員は、利益の比較検討をまったく行っていない。
- (5) 「公務員の職務の遂行に関する情報は、公務員個人の私事に関する情報が含まれる場合を除き、『個人』にあたることを理由に非公開情報に当たるとは言えないものと解するのが相当」との最高裁判例にもあるとおり、条例第7条第1号ただし書き（ウ）により、公務員の職務の遂行に係る情報のうち、当該公務員の職及び氏名は非公開情報に該当せず、開示されなければならない。

2 実施機関の主張要旨

実施機関は、弁明書並びに平成31年2月21日及び令和元年8月8日の当審査会における説明において、おおむね次のように主張している。

- (1) 請求人の求める情報が記録されている本件行政文書は、請求人が平成28年4月11日付で提出した住民監査請求（以下「本件住民監査請求」という。）に係る監査の過程で、監査委員が介護保険関係職員から聴取した内容を記録した議事録である。監査委員の職務権限に係る調査には、関係人の任意の協力が不可欠であり、監査委員と関係人の信頼関係に基づいて、監査を行うにあたり必要となる情報を入手することができ、率直な意見交換が行われ、監査を適正に行うことができるものである。
- (2) 当該議事録を公開した場合には、今後提起される住民監査請求に係る監査の過程で、監査委員が関係人から聴取を行う際に、関係人が自己の供述内容が公になることを嫌って聴取に応じなかったり、事実をありのままに述べることに消極的になり、公表されてもいい見解のみを述べるだけで実態をつかめなくなることなどが考えられ、監査委員が監査を行うにあたり必要となる

情報を十分に入手することが困難になったり、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため、その後の監査に与える影響は非常に大きいと考える。

- (3) 請求人は、監査委員の間でなされる率直な意見の交換若しくは意思決定に関する情報は、その過程を後で検証できるようにしておかねばならず、その公開は、監査委員の意思形成過程の透明化に不可欠であると主張しているが、公表した審査の結果により、監査の過程の検証は可能であり、監査の過程に対する市民の関心に対応できるものと考えられる。
- (4) 請求人は、本件住民監査請求等において請求人に関係した市職員に対し、ネット上等において誹謗中傷等を繰り返して行っており、本件請求も発言者を特定し当該個人を攻撃する事を目的とした請求であると考えられるため、当該議事録を公開した場合、発言者に危害が及ぶ事が危惧される。
- (5) 以上により、条例第7条第4号に該当するものとして、非公開としたものである。

第5 審査会の判断

1 争点

本件行政文書について、条例第7条第4号を理由に非公開とした実施機関の決定は妥当であるか。

(1) 本件行政文書について

- ア 実施機関は、本件行政文書を本件住民監査請求に係る監査の過程で、監査委員が介護保険関係職員から聴取した内容を記録した議事録と特定している。
- イ 審査会が確認したところ、当該議事録には、聴取日時、場所、出席者氏名のほか、監査委員と介護保険関係職員との間のやり取りの様子が記録されている。

なお、本件住民監査請求の監査の結果通知である「第70-1号」の「第2監査の実施 3介護保険関係職員からの聴取」には、当該議事録の要旨が掲載されている。

(2) 条例第7条第4号の該当性について

- ア 実施機関は、弁明書及び審査会における説明等において本件情報を開示しない理由について、当該議事録を公開した場合、今後提起される住民監査請求に係る監査の過程で、監査委員が関係人から聴取を行う場合、関係人が自己の供述内容が公になることを嫌って聴取に応じなかったり、事実をありのままに述べることに消極的になり、公表されてもいい見解のみを述べるだけで実態をつかめなくなるなど、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあり、監査委員が監査を行うにあたり、必要となる情報を十分に入手することが困難になるなど、監査に与える影響は大きなものがあるため、条例第7条第4号の非公開情報に該当すると主張している。

イ 監査委員の職務権限に係る調査は、任意の調査であり、強制力を伴わないため、監査委員は関係人との信頼関係に基づいて、資料の収集や調査を行うものであり、監査が円滑に行われるためには、関係人の任意の協力が不可欠である。

ウ 関係人が一般市民である場合には、当該関係人が陳述した内容や提供した資料などの情報を監査委員が一方的に公開すると、将来、監査委員が実施する同種の監査において、それらの監査に係る関係人が陳述や資料提供等を躊躇するなどの非協力的な対応を取ることで、監査委員が事実関係を的確に把握することが困難になるなど、監査事務の公正又は適正な実施を著しく妨げるおそれが生じることも考えられる。

エ しかし、関係人が公務員である場合、当該公務員には監査委員の行う監査の執行に協力する責務があり、その職務の遂行に関する情報について、自己の供述内容が公になることを嫌って聴取に応じなかったり、公表されてもいい見解のみを述べるだけで実態をつかめなくするなど、監査委員が事実関係を的確に把握することが困難になるような対応を取ることは認められない。

オ よって、本件行政文書は、条例第7条第4号の「市の機関の内部又は相互間における審議、検討、協議等に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの」に該当するとは言えない。

(3) 条例第7条第1号ただし書き(ウ)について

ア 特定の個人を識別することができる情報を非公開情報とする、条例第7条第1号の除外規定である同号ただし書き(ウ)により、当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに職務執行の内容に係る部分は、公開しなければならないとしているところから、本件行政文書に記載されている介護保険関係職員の職及び氏名は、非公開情報にはあたらない。

イ 実施機関は「本件請求は発言者を特定し当該個人を攻撃する事を目的とした請求であると考えられ、発言者に危害が及ぶ事が危惧される」と主張しており、条例第7条第1号ただし書き(ウ)には、当該公務員等の氏名等を公にすることにより当該公務員等個人の権利利益を不当に害するおそれのある場合にあつては当該部分を除くことができるとの規定がある。また、請求人は、反論書等において、「介護保険関係職員の氏名は公開し晒し者にすべきである」との主張を行っていることも確かである。

(4) 条例第4条には、「行政文書の公開を請求しようとする者は、この条例の目的に従い、その権利を正当に行使するとともに、行政文書の公開を受けたときは、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。」と規定しており、請求者には、公開された情報を適正に使用することが求められている。請求人は、その主張の中で度々条例の目的や、実施機関の責務等に言

及しているところから、条例第4条の利用者の責務に対しても十分な認識があるものと推測されるが、実施機関において行政文書を公開する際には、請求人に対して、行政文書の公開を請求しようとするものの責務について、十分に説明し一層の理解を得られるように努められたい。

2 結論

以上のことから、本件決定について、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審査会の経緯（行政文書公開請求）

年 月 日	審 理 経 過 等
平成30年3月7日	諮問
平成30年3月26日	請求人からの意見書を受領
平成30年8月8日	調査、審議
平成31年2月21日	実施機関説明 調査、審議
令和元年6月20日	請求人による口頭意見陳述 調査、審議
令和元年8月8日	実施機関説明 調査、審議
令和元年9月26日	答申調整
令和元年11月26日	答申

高崎市情報公開審査会委員

会 長	阿部 圭司
副会長	田島 義康
委 員	有賀 長規
委 員	竹内 健
委 員	越澤 恭行